

## 「浪江町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」

(「フェイスブック(つながろうなみえ)」「うけどんツイッター」運用方針)

浪江町では、職員がフェイスブック・ツイッターといったソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を定めた「浪江町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を策定しました。

### 【定義】

ソーシャルメディアとは、ホームページ・フェイスブック・ツイッターなどに代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

### 【目的】

ソーシャルメディアは有用な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、あるいは意図せずして特定または不特定の人たちの感情を害した場合には、町政に対して多大な影響を及ぼす場合もあることから、職員が情報発信の際に留意すべき事項を明らかにするものです。

### 【発信内容】

行政情報・イベント情報などをお知らせします。(原則、町が主体的に実施するものに限りませ)

### 【運用管理者】

浪江町企画財政課長

### 【運用担当者】

浪江町企画財政課情報統計係職員および運用管理者が認めた職員

### 【利用方法】

- (1)ユーザーは、閲覧・コメントなど、自由に利用することができます。
- (2)ただし、ユーザーのコメントに対し、運用担当者は原則として回答しません。
- (3)浪江町へのご意見・ご質問は、各担当課へ直接、または町公式ホームページ「お問い合わせ」ページなどを利用してください。

【禁止事項】(次に定める投稿は、予告なく削除することがあります)

- (1)法律・法令などに違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2)人権・思想・信条などで差別する内容または差別を助長させる内容
- (3)政治活動・選挙活動・宗教活動またはこれらに類する内容

- (4)わいせつな表現を含む不適切な内容
- (5)特定の個人・団体などを誹謗中傷する内容または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (6)著作権・商標権・肖像権など、町または第三者の知的財産権を侵害する内容
- (7)広告・宣伝・勧誘・営業活動・その他営利を目的とする内容
- (8)本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを害する内容
- (9)公序良俗に反する内容
- (10)その他運営管理者が不適切と判断した内容

#### 【知的財産権】

- (1)当ページに掲載している個々の情報(文章・写真・イラストなど)に関する知的財産権は浪江町に帰属します。
- (2)当ページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

#### 【個人情報について】

当ページで取得した個人情報については、町公式ホームページの「個人情報の取り扱いについて」に準じ、適切に取り扱います。

#### 【免責事項】

- (1)浪江町は、当ページに掲載した情報の正確性・完全性・有用性を保証するものではありません。
- (2)浪江町は、ユーザーが当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3)浪江町は、ユーザー間もしくはユーザーと第三者のトラブルにより、ユーザーまたは第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (4)上記の他、浪江町は、当ページに関連する事項に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (5)浪江町は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

#### 附則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。